



# パートナーズ通信 2017年6月号 Vol.45

## 改正個人情報保護法 ～個人情報取扱ルールが改正されました～

平成29年5月30日から、個人情報保護法が改正されました。改正により、すべての事業者に「個人情報保護法」が適用されることとなりました。

改正前は…  
保有する個人情報が5000人以下の小規模事業者は適用除外。



**【改正後】**すべての事業者において、法律が適用となり、個人情報を適切に取り扱う必要が生じます。

具体的には

- ・個人情報を**取得**するときのルール
- ・個人情報を**利用**するときのルール  
→利用目的を本人に通知、又は公表すること
- ・個人情報を**保管**するときのルール  
→安全に管理すること（安全管理措置）
- ・個人情報を**他人に渡す**ときのルール  
→あらかじめ本人の同意を得ること
- ・本人から個人情報の**開示**を求められたときのルール  
→本人からの請求に応じて開示することを守る必要があります。

また、今回の改正で、従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を第三者へ提供、盗用した場合には罰則も設けられました。  
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

### 個人情報とは

改正前…生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（氏名、氏名と生年月日の組み合わせ等）

### 【改正後】

「その情報だけで特定の個人を識別できるもの」（個人識別符号）も個人情報に該当することとされました。

例）指紋データ、基礎年金番号、マイナンバー等

### ☆要配慮個人情報（改正により新たに導入）

人種、病歴、犯罪の経歴、身体・精神等の障害があること、健康診断結果等の情報をいいます。取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要となり、個人情報よりも取り扱いのルールがより慎重に定められています。

雇用している従業員の個人情報は適切に管理されていますか？

改めて会社での個人情報の取り扱いのルール（業務マニュアル等）の確認、従業員の教育（特に人事情報を扱う人事担当者）、保管方法の確認等を進めておきましょう。

また、詳細は、個人情報保護委員会  
中小企業サポートページ

[http://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](http://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)  
にQ&A、ガイドライン等が掲載されていますので、ご確認ください。

## 【法改正情報】育児・介護休業法 改正②(平成29年10月1日施行)

先月の通信では改正内容の①最長2歳までの育休再延長が可能になったことをお伝えしました。今回は改正点②③についてです。

**改正点②** 子どもが生まれる予定の方に育休等の制度（育休中、休業後の待遇や労働条件など）について個別に知らせる努力義務を創設。

**改正点③** 未就学児を育てながら働く方を対象に、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務を創設。（配偶者の出産休暇、子の行事参加のための休暇など）

☆いずれも努力義務ではありますが、育児をする従業員が継続して働ける環境づくりのためにも導入を検討してみましょう。

☆人事労務のご相談 ☆人事制度策定支援 ☆就業規則作成 ☆労働・社会保険手続代行 ☆助成金申請代行

発行者： 社会保険労務士法人 事業創造パートナーズ 渡辺 稔・塚田 由起子（毎月1回発行）

〒951-8063 新潟市中央区古町通5番町608番地7-バツウイ2F

Tel 025-224-4155 Fax 025-224-4145 E-mail office@jigyosouzou-pt.com

ホームページ **事業創造パートナーズ** で検索! ※お気軽にご相談ください